

## 公益財団法人丸亀市福祉事業団職員採用要項

- 1 職種 一般事務
- 2 職務内容 公の施設の管理運営等、事業団が行う事業の企画・実施及び一般事務業務等
- 3 勤務地 丸亀市から指定管理を受けた公の施設等市関連の事業所
- 4 採用予定人数 3名程度
- 5 採用予定時期 令和7年4月1日
- 6 応募資格

年齢要件：昭和58年4月2日以後に生まれた人

学歴：高等学校を卒業した人、もしくは同等の資格があると認める人

その他：次の欠格事項に該当しないこと

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③懲戒免職又はこれに準ずる処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 7 勤務条件

給与：当財団規程によります。183,500円～278,100円  
(当財団規程により、能力・経験年数を考慮の上決定します。)

諸手当：当財団給与規則に基づき支給されます。  
(賞与、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)

勤務時間：当財団就業規則によります。  
(1日8時間(週40時間)の変則勤務時間制(8:30～22:00の間))

休日：週休日はシフトによります。(土・日・祝日勤務あり)、年末年始有給休暇 有

## 8 選考方法

○第一次試験：総合能力試験(S P I 3 ペーパーテイスティング) (110分程度)

能力検査(言語的理解、数量的処理、論理的思考など)及び性格検査

※性格検査は、第一次試験・第二次試験合格者の第三次試験(面接試験)の参考資料とします。

<第一次試験日程> 令和6年11月3日(日) 午前

場所：丸亀市生涯学習センター(丸亀市大手町二丁目1番20号)

実施方法：マークシート方式

○第二次試験：小論文試験 (90分)

文章による表現力、思考力、創造力、論理力、柔軟性等についての筆記試験

<第二次試験日程> 令和6年11月3日(日) 午後

場所：丸亀市生涯学習センター(丸亀市大手町二丁目1番20号)

(注) ①小論文試験は第二次試験種目ですが、11月3日(日)の第一次試験日に実施します。(終了予定は午後3時頃)小論文試験を棄権した場合は、第一次試験を棄権した扱いとし、一切採点は行いません。

(注) ②第一次試験・第二次試験の結果及び合格者への第三次試験の案内は、11月中旬に本人に通知します。

○第三次試験：面接試験

個別面接による口述試験

<第三次試験日程> 令和6年12月1日(日) 午前

場所：丸亀市生涯学習センター(丸亀市大手町二丁目1番20号)

(注) ①第三次試験は、第一次試験・第二次試験合格者に対して行います。

②第三次試験の結果は、12月中旬に本人に通知します。

-----  
※試験場には駐車場を用意していませんので、当日は公共交通機関等を利用してください。

※受験のために要する旅費、食事等の経費は、すべて受験者本人の負担とします。

※台風その他の事情により試験の日程等を変更しなければならなくなった場合など告知事項がある場合は、受験者個々にお知らせすると共に、当財団ホームページ(<http://www.mcf1976.org>)に掲載する予定です。

※試験は全て日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行います。また、点字および拡大文字による試験は行いません。

9 募集期間 令和6年10月4日(金)～令和6年10月18日(金)

## 10 受験手続

### 提出書類

- ① 履歴書(市販のものに申込日前3ヶ月以内に撮影した写真を貼付のこと) 1通  
(写真の規格)
  - ・大きさは、縦45mm×横35mmのもの(パスポート申請用と同じサイズ)
  - ・脱帽、正面向、顔中心の人物配置で背景が無地のもの
  - ・カラー写真であること(注)1 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影してください。(色付きの眼鏡や照明が眼鏡に反射したもの等は不适当)  
(注)2 上記の規格に合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいもの、カラーコピーやスナップ写真を切り抜いたものなど受験写真として不适当なものは受理しません。  
(注)3 デジタルカメラで撮影した写真を使用する場合には、必ずデジタルカメラ専用の印画紙等に印刷してください(画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは受理しません)。
- ② 写真1枚 履歴書に添付したものと同一のもの(裏に氏名を明記のこと)
- ③ 受験票の送付先を明記した返信用封筒(定型サイズ、切手の貼付は不用です。)
  - ※ ①～③を下記(13申込み、問い合わせ先)まで持参または、特定記録郵便で郵送(封筒の左下に「採用試験受験申込」と朱記のこと。)してください。
  - (9:00～17:00、郵送の場合は令和6年10月18日(金)必着のこと)(注)受付終了後、受験票と受験当日の注意事項を送付します。  
なお、令和6年10月29日(火)までに当該書類が到着しない場合は下記(13申込み、問い合わせ先)まで照会してください。

## 11 受験心得

- ① 第一次試験・第二次試験・第三次試験共に試験開始前に注意事項等の説明を行いますので、着席時刻(各試験の案内参照)までに必ず着席してください。  
なお、着席時刻までに着席していない場合は、受験を拒否することがあります。  
おって、着席後、自分の受験番号の席に着席しているかどうか、必ず確認して下さい。  
誤った席に着席している場合は、欠席扱いとなる場合があります。  
(注)受験者以外の者(試験を欠席した者を含む。)には、試験問題等は交付しません。

- ② 受験の際は必ず受験票を持参し、試験中は試験官に見えるように机の上に置いてください。

なお、受験票を持参していない者は受験できません。

(注)受験票を紛失した場合には、下記(13申込み、問い合わせ先)へ令和6年11月1日(金)までに身分を証する書類(学生証、運転免許証等)を持参し再交付の申請を行ってください。

(郵送による受験票の再交付は行っておりません。)

- ③ 試験中は、受験票、筆記具(鉛筆(シャープペンシルを含む)、プラスチック製消しゴム)、時計(注1)以外(例えば、スマートフォン・携帯電話等の通信機器(試験場では使用できませんので必ず電源を切ること)、参考書、下敷、耳栓、タオル、扇子等)は、机上及び机の中に置かずに、全てかばん等の中にしまい、足元に置いてください。

ただし、ハンカチ、ポケットティッシュ、マスクその他持ち込みを許可されたものは机の上に置いたり、使用しても差し支えありませんが、試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。

なお、かばん等は不必要なものを全て収納することができ、口が閉まるもの、床の上に置いてよいものとして下さい。

(注1)計時機能だけのものに限り、計算機能や翻訳機能付きの時計、スマートウォッチなどの使用は禁止します。

(注2)試験中は、音(音階、音声等)を発するものは使用を認めません。

(注3)ホチキスの持ち込みは認めません。

一部の科目については答案用紙の左上をホチキス留めをした状態で配布します。ホチキス留めを外さずに答案を作成してください。

- ④ 試験中の飲食は原則禁止としていますが、水分補給のため1ℓ以下の蓋付きの容器に入った飲料1本に限り、試験中、自己の責任において、机の上に置いて飲むことを認めます。ただし、ペットボトルカバー等の使用は認めません。
- ⑤ 試験中は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなされる場合があります。
- ⑥ 試験中に日常的な生活騒音等(試験官の巡回による足音・監督業務上必要な発言・航空機・自動車・風雨・空調の音・周囲の受験者の咳・くしゃみ、鼻をすする音、廊下の足音、照明の点滅等)が発生した場合でも救済措置は行いません。
- ⑦ 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
- ⑧ 不正受験(カンニング等)をした者又はしようとした者に対しては試験の停止又は合格の取り消しとし、以後の受験を禁止します。

12特記事項 採用が決定した場合は、上記以外に当方の指示により採用に際して必要な書類を提出していただきます。

※合格後に著しく不都合な事項が判明した場合、あるいは提出書類の記載事項に事実と相違があった場合は、合格を取り消すことがあります。また、適格者がいないと認められる場合は、「該当者なし」とすることもあります。

13申込み、問い合わせ先

郵便番号	〒763-0034
住 所	丸亀市大手町二丁目1番20号
電話番号	0877-23-1091
担当者氏名	公益財団法人丸亀市福祉事業団 総務部 横関